

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の取扱いの変更について(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和4年4月に大阪府教育庁から、今後の中学校(高等学校含む)の濃厚接触者の取扱いや待機期間について通知がありました。本通知内容を十分に踏まえながら感染対策を講じ、今後も教育活動を継続してまいります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の取扱いの変更について、下記の通りお知らせします。

なお、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

〇「濃厚接触者」の特定について

- ・中学校及び高等学校(教職員含む)については、同居家族の場合を除き、濃厚接触者の特定は不要。
- ・感染者等への聞き取りは引き続き実施し、感染者との接触に応じた以下の対応についてご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①(同居家族以外で)基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中(発症の48時間前から)

に飲食をともにした者

→「濃厚接触者」としては扱わないが、5日間の「出席停止」といたします。

→出席停止期間を加えた2日間、計7日間は感染リスクの高い行動は行わないよう指導します。

②学校で感染者と感染可能期間中に接触し、濃厚接触者の定義(下図参照)に該当する者

→「濃厚接触者」としては扱わない。「出席停止なし」といたします。

→7日間は感染リスクの高い行動は行わないよう指導します。

③学校で泊を伴う行事等において、感染者と感染可能期間中に同室であった者

→「濃厚接触者」として扱い7日間の「出席停止」といたします。

★中学校において感染者が確認された場合の対応フローチャート(参考)

<学校での教育活動において感染者の感染可能期間中に、以下のいずれかに当てはまる接触があった者>

